

また、N市の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、5606人（福島県内：1969人、福島県外：3637人）であったが、平成29年4月1日時点においては、3837人（福島県内：2793人、福島県外：1044人）である。（乙B79）

（6）復興の状況（乙B98、乙B99）

ア 役所

N市は、N市役所（旧b a区役所）において、業務を継続している。また、N市f e区役所も、業務を再開している。

イ 公共インフラ

平成25年度までに、主要道路、上下水道などの公共インフラは、おおむね復旧した。

ウ 公共交通機関

平成29年5月1日時点において、JR・g g線は、a a駅-c i駅間で運行を再開している。

また、平成27年1月から、JR・g g線g h駅-g d駅間の列車代行バスが1日2往復で運行され、同年4月から、N一東京間の高速バスの運行が開始されている。

エ 商業施設

N市b a区内の商業施設は、一部の店舗を除いて、営業を再開している。

N市f e区内の商標施設は、g i商店や飲食店5店舗が営業を再開したほか、コンビニエンスストア2店舗、魚屋、帽子カバン店、衣料品店等が営業を再開した。また、あぶくま信用金庫、f e郵便局、g j簡易郵便局、東邦銀行、JAふくしま未来g k支店、同g l支店が営業を再開している。

オ 教育施設

幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校は、運営を再開している。ただし、幼稚園及び保育園は一部休園中である。

カ 医療・福祉施設

本件事故発生前は、8病院39診療所が診療等を実施していたが、平成28年11月10日時点において、6病院29診療所が診療等を実施している。また、平成29年2月1日、g m総合病院にg nセンターが開設され、同年4月には、f e調剤薬局が開業した。

（7）住民意向調査

復興庁、福島県及びN市は、平成28年11月21日から同年12月5日までの間、N市の避難指示が解除された地域に住民登録していた世帯の代表者に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その結果は、以下のとおりである。

（甲A541）

ア 「震災当時の住居に戻った」と回答した者は13.5%である。また、世代別では、「震災当時の住居に戻った」と回答した者は、29歳以下では0%、30～39歳では3.4%、40～49歳では6.3%、50～59歳では7.7%、60～69歳では15.3%、70歳以上では17.4%である。

イ 現在、「震災当時の住居以外」に住んでいると回答した者は66.6%、「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」と回答した者は14.6%である。これらの者のうち、今後の定住先について、「震災当時の住居に住みたい」と回答したのは30.1%、「震災当時の住居ではないが、同じ地区（f e区・b a区）に住みたい（住んでいる）」と回答したのは15.9%、「N市内（震災当時の地区以外）に住みたい（住んでいる）」と回答したのは12.6%である。世代別では、「震災当時の住居に住みたい」と回答したのは、30～39歳では9.3%、40～49歳では17.9%、50～59歳では24.5%、60～69歳では31.6%、70歳以上では37.3%である。「N市内（震災当時の地区以外）に住みたい（住んでいる）」と回答したのは、29歳以下では16.7%、30～39歳では22.2%、40～49歳では14.1%、50～59歳では18.1%、60～69歳では12.3%、70歳以上では8.3%である。「震災当時の住居に住みたい」、「震災当時の住居ではないが、同じ地区（f e区・b a区）に住みたい（住んでいる）」又は「N市内（震災当時の地区以外）に住みたい（住んでいる）」と回答した者のうち、定住先に住みたい（住んでいる）時期について、「既に住んでいる」と回答した者は28.2%、「1年以内に住みたい」と回答した者は40.7%、「3年以内に住みたい」と回答した者は18.6%、「5年以内に住みたい」と回答した者は3.6%、「5年後以降」と回答した者は3.1%である。

ウ 現在、「震災当時の住居以外」又は「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」と回答した者のうち、今後の定住先について、「現時点では、まだ判断がつかない」と回答した者は17.1%である。「まだ判断がつかない」と回答した者がその理由として挙げた回答は、〈1〉帰還の前提・健康に関わるものは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」が53.0%、「放射線の低下、除染の効果に不安があるから」が39.8%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が33.2%であり、〈2〉市内の復旧・復興状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が61.1%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が51.8%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が40.1%であり、〈3〉今後の生活に関わるものは、「避難先の方が生活の便利がいいから」が39.5%、「周囲の人も戻りそうにないから」が27.8%、「今の環境で子供の教育を継続させたいから」が13.8%である。

エ 現在、「震災当時の住居以外」又は「震災当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」と回答した者のうち、今後の定住先について、「N市以外の場所に住みたい（住んでいる）」と回答した者は19.3%である。「N市以外の場所に住みたい（住んでいる）」と回答した者がその理由として挙げた回答は、〈1〉帰還の前提・健康に関わるものは、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）に不安があるから」が54.8%、「放射線の低下、除染の効果に不安があるから」が40.7%、「放射線による人体への影響に不安があるから」が34.7%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が32.5%であり、〈2〉市内の復旧・復興状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が53.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が47.4%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が36.0%であり、〈3〉今後の生活に関わるものは、「すでに恒久的住宅を取得したから」が53.4%、「避難先の方が生活の便利がいいから」が46.0%、「周囲の人も戻りそうにないから」が20.6%、「今の環境で子供の教育を継続させたいから」が19.3%である。

2 a a町

(1) 避難指示区域の見直し及び解除

ア 平成25年4月1日午前0時、a a町における福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域及び計画的避難区域は、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

イ 平成29年3月31日午前零時、a a町において設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除された。（前提事実11（9）参照）

(2) 空間放射線量の推移

a a町（a a町体育館）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm）。（乙B100）

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計1万2157人（男性5439人、女性6718人）のa a町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は7名であった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa a町民8442人について、1mSv未満が5739人、1mSv以上2mSv未満が2117人、2mSv以上3mSv未満が383人、3mSv以上4mSv未満が68人、4mSv以上5mSv未満が40人となっており、約98.9%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

(4) 除染の状況

環境省は、平成24年11月、a a町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年3月に完了した。（乙B101）

(5) 本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月1日時点のa a町の住民登録者数は、2万1434人であった。これに対し、平成29年4月30日時点のa a町の避難者数は、2万0784人（福島県内：1万4422人、福島県外：6362人）である。（甲A569、570、乙B102）

また、a a町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、3298人（福島県内：1879人、福島県外：1419人）であったが、平成29年4月1日時点においては、2846人（福島県内：1803人、福島県外：1043人）である。（乙B79）

(6) 復興の状況（甲A569、乙B102）

ア 役場

a a町は、平成29年4月1日から、本庁舎において、業務を再開しており、また、e c出張所、a i出張所及びN出張所を設置している。

イ 公共交通機関

平成27年1月から、J R・g g線g h駅-g d駅間の列車代行バスが運行されている。

また、平成29年4月、デマンドタクシーが運行を開始した。

ウ 商業施設

ガソリンスタンド3店舗、コンビニエンスストア1店舗及びあぶくま信用金庫a a支店が営業を再開している。

また、仮設商業施設「g o」が平成28年10月27日から営業を開始し、東邦銀行が平成29年1月10日から週2日の頻度で移動店舗による業務を再開した。

エ 医療・福祉施設

g p運動場仮設住宅内に、診療所が開設されている。また、a a町役場内に、町応急仮設診療所が開設されている。

(7) 住民意向調査

復興庁、福島県及びa a町は、平成28年9月12日から同月26日までの間、a a町の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その調査の結果は、以下のとおりである。（甲A539）

ア a a町への帰還について、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答した者は17.5%であり、そのうち、「すぐに戻りたい」と回答した者は30.7%、「いずれ戻りたい（数年で帰りたい・5年以内）」と回答した者は28.1%、「いずれ戻りたい（当面帰れないが、いずれ帰りたい・5年以上）」は11.8%、「いずれ戻りたい（年数では判断できない）」は16.5%である。また、世代別では、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」と回答した者は、29歳以下では11.3%、30～39歳では5.9%、40～49歳では12.0%、50～59歳では17.5%、60～69歳では18.1%、70歳以上では21.0%である。

イ a a町への帰還について、「まだ判断がつかない」と回答した者は28.2%である。「まだ判断がつかない」と回答した者がa a町への帰還を判断する上で必要な情報として挙げた回答は、「医療・介護の復旧時期の目途」が62.2%と最も多く、「どの程度の住民が戻るかの状況」が50.1%、「商業やサービス業などの施設の復旧時期の目途」が48.1%、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」が42.9%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が41.5%と続いている。

ウ a a町への帰還について、「戻らないと決めている」と回答した者は52.6%である。また、世代別では、「戻らないと決めている」と回答した者は、29歳以下では77.4%、30～39歳では70.7%、40～49歳では55.6%、50～59歳では48.7%、60～69歳では51.3%である。「戻らないと決めている」と回答した者がその理由として挙げた回答のうち、〈1〉帰還の前提・健康に関わるものは、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が51.5%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が46.5%、「放射線量が低下せず不安だから」が42.6%であり、〈2〉町内の復旧状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が46.6%、「生活に必要な商業施設が元に戻りそうにないから」が39.9%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」が36.2%であり、〈3〉今後の生活に関わるものは、「避難先の方が生活利便性が高いから」が35.6%、「他の住民も戻りそうにないから」が27.9%、「家族（親または子供・孫）が帰らないから」が27.2%、「高齢者・要介護者のいる

世帯なので生活が不安だから」が24.2%である。

3 a b町

(1) 避難指示区域の見直し及び解除

平成25年5月28日午前零時、a b町は、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、帰還困難区域及び避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

(2) 空間放射線量の推移

a b町（a b町体育館）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm）。（乙B109）

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計2904人（男性1263人、女性1641人）のa b町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は6名であった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa b町民3260人について、1mSv未満が2671人、1mSv以上2mSv未満が468人、2mSv以上3mSv未満が77人、3mSv以上4mSv未満が18人、4mSv以上5mSv未満が6人となっており、約99.4%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

(4) 除染の状況

環境省は、平成26年7月、a b町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成28年3月に完了した。（乙B110）

(5) 本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月1日時点のa b町の住民登録者数は、7147人であった。これに対し、平成29年5月1日時点のa b町からの避難者数は、6951人（福島県内：4071人、福島県外：2880人）である。（甲A568、乙B111）

また、a b町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、1130人（福島県内：472人、福島県外：658人）であったが、平成29年4月1日時点においては、844人（福島県内：476人、福島県外：368人）である。（乙B79）

(6) 復興の状況（甲A568、乙B111）

ア 公共交通機関

平成27年1月から、JR・g g線 g h駅-g d駅間の列車代行バスが運行されている。また、同年8月20日、JR・g g線 g q駅-a b駅間の試験除染が開始された。

イ 商業施設、教育施設、医療・福祉施設

営業を再開した商業施設、運営を再開した教育施設、医療・福祉施設はない。

(7) 住民意向調査

復興庁、福島県及びa b町は、平成28年9月12日から同月26日までの間、a b町の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その結果は、以下のとおりである。（甲A538）

ア a b町に「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した者は13.4%であり、そのうち、帰還まで待つことができる帰還について、「3年以内」と回答した者は23.9%、「5年以内」と回答した者は22.0%、「10年以内」と回答した者は11.0%、「帰れるまで待つ」と回答した者は41.3%である。また、世代別では、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した者は、29歳以下では2.3%、30～39歳では7.6%、40～49歳では12.7%、50～59歳では9.9%、60～69歳では12.2%、70歳以上では17.9%である。

イ a b町への帰還について、「戻らないと決めている」と回答した者は62.3%である。a b町に「戻らないと決めている」と回答した者がその理由として挙げた回答のうち、「1）帰還の前提・健康に関わるものは、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が48.9%、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が44.4%、「放射線が低下せず不安だから」が42.2%、「中間貯蔵施設の安全性に不安があるから」が40.1%であり、「2）町内の復旧状況に関わるものは、「家の汚損・劣化し、住める状況にないから」が56.1%、「医療環境に不安があるから」が53.0%、

「生活に必要な商業施設が元に戻りそうにないから」が47.3%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が34.2%であり、「3）今後の生活に関わるものは、「避難先で自宅を購入または建築し、将来も継続的に居住する予定だから」が55.6%、「帰還までに時間がかかりそうだから」が40.7%、「避難先の方が生活利便性が高いから」が37.9%である。

ウ a b町への帰還について、「まだ判断がつかない」と回答した者は22.9%である。

4 a c町

(1) 避難指示とその再編及び解除

平成24年12月10日午前零時、a c町は、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

(2) 空間放射線量の推移

a c町（g r地区集会所）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm）。（乙B106）

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計4768人（男性1996人、女性2772人）のa c町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は4名であった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa c町民4810人について、1mSv未満が3370人、1mSv以上2mSv未満が1284人、2

mSv以上3mSv未満が112人、3mSv以上4mSv未満が17人、4mSv以上5mSv未満が6人となっており、約99.6%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

（4）除染の状況

環境省は、平成24年12月、a c町の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。（乙B107）

（5）本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月11日時点のa c町の住民登録者数は、1万1505人であった。これに対し、平成29年5月1日時点のa c町からの避難者数は、1万0593人（福島県内：8008人、福島県外：2585人）である。（甲A567、乙B108）

また、a c町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、1896人（福島県内：1285人、福島県外：611人）であったが、平成29年4月1日時点においては、1973人（福島県内：1445人、福島県外：528人）である。（乙B79）

（6）復興の状況（甲A567、乙B108）

ア 公共交通機関

平成27年1月から、JR・g g線g h駅—g d駅間の列車代行バスが運行されている。

イ 商業施設

a c食堂が営業を開始している。

ウ 教育施設、医療・福祉施設

運営を再開した教育施設、医療・福祉施設はない。

（7）住民意向調査

復興庁、福島県及びa c町は、平成27年8月3日から同月17日までの間、a c町の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その結果は、以下のとおりである。（甲A544）

ア a c町に「戻りたいと考えている（自宅以外のa c町内への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した者は11.4%であり、そのうち、「帰れるまで待つ」と回答した者は43.9%、「3年以内」と回答した者は22.1%、「5年以内」と回答した者は17.8%、「10年以内」と回答した者は12.2%である。また、世代別では、「戻りたいと考えている（自宅以外のa c町内への帰還や、将来的な希望も含む）」と回答した者は、29歳以下では9.1%、30～39歳では0%、40～49歳では3.6%、50～59歳では20.5%、60～69歳では16.7%、70歳以上では38.0%である。

イ a c町への帰還について、「戻らないと決めている」と回答した者は64.5%である。a c町に「戻らないと決めている」と回答した者がその理由として挙げた回答のうち、〈1〉帰還の前提・健康に関わるものは、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が53.8%、「中間貯蔵施設の計画があるから」が53.6%、「放射線が低下せず不安だから」が53.0%、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が50.6%であり、〈2〉町内の復旧状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が58.5%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」が56.3%、「生活に必要な商業施設が元に戻りそうにないから」が54.7%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が36.8%であり、〈3〉今後の生活に関わるものは、「帰還までに時間がかかるから」が53.5%、「避難先の方が生活利便性が高いから」が38.6%、「すでに生活基盤ができているから」が38.6%である。

ウ a c町への帰還について、「まだ判断がつかない」と回答した者は17.3%である。「まだ判断がつかない」と回答した者が帰還を判断する上で必要な情報として挙げた回答は、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が70.9%と最も割合が多く、次いで、「放射線量の低下の目途、除染成果の状況」が53.6%、「どの程度の住民が戻るかの状況」が46.0%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が44.0%と続いている。

5 a d町

（1）避難指示区域の見直し及び解除

ア 平成25年3月25日午前零時、a d町は、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

イ 平成29年4月1日午前零時、a d町において設定されていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域は解除された。（前提事実11（10）参照）

（2）空間放射線量の推移

a d町（a d町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は μ Sv／時、測定高は100cm）。（乙B103）

（3）健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計4090人（男性1727人、女性2363人）のa d町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は1名であった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa d町民7055人について、1mSv未満が5826人、1mSv以上2mSv未満が1102人、2mSv以上3mSv未満が98人、3mSv以上4mSv未満が18人、4mSv以上5mSv未満が3人となっており、約99.9%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

（4）除染の状況

環境省は、平成25年6月、a d町除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成29年1月に完了した。（乙B104）

（5）本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月1日時点のa d町の住民登録者数は、1万5960人であった。これに対し、平成29年5月1日時点の

a d 町の住民登録者数は、1万3441人である。また、同日時点のa d 町における居住者数は、128人である。（甲A 5 6 6、乙B 1 0 5）

また、a d 町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、2597人（福島県内：1629人、福島県外：968人）であったが、平成29年4月1日時点においては、1977人（福島県内：1503人、福島県外：474人）である。（乙B 7 9）

（6）復興の状況（甲A 5 6 6、乙B 1 0 5）

ア 役場

a d 町は、平成29年3月から、役場機能を本来の庁舎に戻して、業務を再開するとともに、a i 支所及びd t 支所を設置している。

イ 公共交通機関

J R・g g 線 g d 駅—a d 駅—a a 駅間の列車代行バスが運行されている。

また、路線バス「急行 a i — a d 線」が1日3往復で運行されているほか、「町内循環バス」が1日6循環している。

ウ 商業施設

「g s」が営業を開始したほか、「g t」、「h a」、「h b」、地元飲食店によるフードコートが営業している。

また、コンビニエンスストア2店舗、金物屋1店舗、ガソリンスタンド3店舗が営業を再開している。

エ 教育施設

f n 町の小・中・幼稚園仮設統合校舎において、保育施設、幼稚園、小学校及び中学校が運営が行われている。

（7）住民意向調査

復興庁、福島県及びa d 町は、平成28年8月1日から同月15日までの間、a d 町の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表したその結果は、以下のとおりである。（甲A 5 3 7）

ア a d 町に「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答したのは16.0%で、そのうち、帰還の時期について、「解除後すぐに戻りたい」と回答した者は36.0%、「解除後3年以内に戻りたい」と回答した者は18.3%、「解除後5年以内に戻りたい」と回答した者は5.4%、「解除後10年以内に戻りたい」と回答した者は1.9%、「時期は決めていないがいずれ戻りたい」と回答した者は37.5%である。また、世代別では、「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」と回答した者は、29歳以下では4.9%、30～39歳では8.2%、40～49歳では10.4%、50～59歳では15.0%、60～69歳では17.3%、70歳以上では20.8%である。

イ a d 町への帰還について、「戻らないと決めている」と回答した者は57.6%である。「戻らないと決めている」と回答した者が挙げた理由のうち、〈1〉帰還の前提・健康に関わるものは、「原子力発電所の安全性に不安があるから」が48.4%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が42.7%、「放射線が低下せず不安だから」が41.4%であり、〈2〉町内の復旧状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が55.6%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」が47.8%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が42.0%「介護・福祉サービスに不安があるから」が31.2%であり、〈3〉今後の生活に関わるものは、「すでに生活基盤ができているから」が50.1%、「避難先の方が生活利便性が高いから」が43.3%、「他の住民も戻りそうにないから」が32.3%である。

ウ a d 町への帰還について、「まだ判断がつかない」と回答したのは25.4%である。「まだ判断がつかない」と回答した者が帰還を判断する上で必要な情報として挙げた回答は、「道路、鉄道、学校、病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の見通し」が58.6%と最も割合が多く、次いで、「どの程度の住民が戻るかの状況」が53.0%、「放射線量の低下の見通し、除染成果の状況」が48.4%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が41.6%と続いている。

6 a e 町

（1）避難指示区域の見直し及び解除

ア 平成24年8月10日午前零時、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、a e 町における福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域は、避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

イ 平成27年9月5日午前零時、a e 町において設定されていた避難指示解除準備区域は解除された。（前提事実11（5）参照）

（2）空間放射線量の推移

a e 町（a e 町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は μ Sv／時、測定高は100cm）。（乙B 8 7）

（3）健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計2219人（男性1060人、女性1159人）のa e 町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は3名であった。（乙B 7 7）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa e 町民3541人について、1mSv未満が3393人、1mSv以上2mSv未満が131人、2mSv以上3mSv未満が13人、3mSv以上4mSv未満が2人、4mSv以上5mSv未満が0人となっており、約99.9%の対象者が5mSv未満である。（乙B 7 8）

（4）除染の状況

環境省は、平成24年4月、a e 町除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。（乙B 8 8）

（5）本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月11日時点のa e 町の住民登録者数は、8011人であった。これに対し、平成29年5月1日時点のa e 町からの避難者数は、5615人（福島県内：4844人、福島県外：771人）である。また、同日時点のa e 町への帰

還者数は、1616人である。（甲A559、乙B89）

また、a e町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、1210人（福島県内：942人、福島県外：268人）であったが、平成29年4月1日時点においては、961人（福島県内：764人、福島県外：197人）である。（乙B79）

（6）復興の状況（甲A559、乙B89）

ア 役場

a e町は、平成27年9月5日から、役場機能を本来の庁舎に戻して、業務を再開するとともに、a i出張所及びf q出張所を設置している。

イ 生活インフラ

遅くとも、平成27年7月の時点において、電気、上下水道、道路、通信の生活インフラは、津波被災地域を除いて、復旧している。

ウ 公共交通機関

J R・g g線は、a i駅-a f駅間を1日13往復で運行しているほか、a f駅-g d駅間を1日9往復で運行している。

また、J R・g g線g d駅-g h駅間の列車代行バスが1日2往復で運行しているほか、一時帰宅バス及び町内タクシーの助成制度が設けられている。

エ 商業施設

a e町役場西駐車場において、仮設商業店舗「h c商店街」が営業を開始しているほか、食品スーパー1店舗、飲食店5店舗、コンビニエンスストア2店舗、ガソリンスタンド2店舗、コインランドリー、宿泊研究施設、温泉施設、文房具店、アイスショップ、古本屋などが営業を再開している。

また、東邦銀行a e支店、J A福島h d支店が営業を再開している。また、新聞配達も再開されている。

オ 教育施設

平成29年4月、認定こども園「h eこども園」が運営を再開した。また、同月、h f小学校、h g小学校及びa e中学校が小・中連携型で運営を再開した。

カ 医療・福祉施設

平成27年10月、h hクリニック（内科、小児科）が診療等を再開した。また、平成28年2月、h i内にh j病院附属h k診療所（内科、整形外科）が開設された。さらに、平成28年6月、h lセンターが開設されたほか、平成28年7月、h m歯科医院が診療を再開した。（甲A559、562、563）

a e町社会福祉協議会が居宅介護サービス等を再開した。また、平成27年11月、「デイサービスセンターh n」が運営を再開した。

平成28年3月、特別養護老人ホーム「h o」が規模を縮小して運営を再開した。同月、障害者支援団体のh pが町内の障害者を支援する団体として設立された。

（7）住民意向調査

復興庁、福島県及びa e町は、平成29年1月4日から同月18日までの間、a e町の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その結果は、以下のとおりである。（甲A542、565）

ア 「現在、a e町に戻っている」と回答した者は17.8%である。また、世代別では、「現在、a e町に戻っている」と回答した者は、29歳以下では4.3%、30～39歳では8.0%、40～49歳では12.7%、50～59歳では16.6%、60～69歳では20.1%、70歳以上では21.2%である。

イ 今後、「早期にa e町に戻る」と回答した者は11.5%、「条件が整えば、a e町に戻る」と回答したのは23.9%である。また、世代別では、「早期にa e町に戻る」と回答した者は、29歳以下では10.9%、30～39歳では11.2%、40～49歳では7.2%、50～59歳では10.4%、60～69歳では10.3%、70歳以上では14.4%であり、また、「条件が整えば、a e町に戻る」と回答した者は、29歳以下では6.5%、30～39歳では12.8%、40～49歳では16.6%、50～59歳では22.2%、60～69歳では26.5%、70歳以上では28.1%である。「今後、早期にa e町に戻る」又は「今後、条件が整えば、a e町に戻る」と回答した者のうち、a e町に戻る時期について、「半年以内」と回答したのは25.7%、「1年以内」と回答したのは25.7%、「2年以内」と回答したのは23.3%、「3年以内」と回答したのは5.3%、「5年以内」と回答したのは6.9%、「5年超」が5.0%である。

ウ また、「条件が整えば戻る」と回答した者が帰還の条件として考慮する情報として挙げたものは、「医療施設の拡充」が61.3%と最も高く、「商業施設の再開・充実」が52.7%、「防犯対策の強化」が52.3%、「水道水等の生活用水に対する不安が解消されること」が49.5%、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」が47.9%、「介護・福祉施設の再開・充実」が42.2%、「放射線量の低減と不安の払拭」が38.9%、「自宅の再建」が32.8%と続いている。

エ 「a e町には戻らない（他市町村での自主再建の方も含む）」と回答した者は25.2%である。「a e町には戻らない（他市町村での自主再建の方も含む）」と回答した者が挙げた理由のうち、「医療施設が十分でないから」が43.6%、「原子力発電所の安全性に不安が残っているから」が43.6%、「自宅周辺に住む人が少ないから」が33.8%、「水道水等の生活用水の安全性に不安があるから」が32.4%であり、「商業施設の再開が十分でないから」が31.7%、「町内の治安が心配だから」が29.9%、「自宅周辺の放射線量が心配だから」が28.8%である。

オ 「戻るかどうかについて、今はまだ判断ができない」と回答した者は19.8%である。「戻るかどうかについて、今はまだ判断ができない」と回答した者が、帰還を判断する上で参考にする情報として挙げた回答は、「医療施設の充実度」が60.9%と最も割合が多く、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」が56.2%、「町内の治安の状況」が52.8%、「商業施設の再開・充実の状況」が44.9%、「水道水等の生活用水への対策」が44.6%、「どの程度の住民が戻るかの状況」が41.7%、「介護・福祉施設の充実度」が39.3%、「交通の利便性」が37.7%、「放射線量の低下の状況」が36.9%、「自宅の再建」が29.3%と続いている。

(1) 避難指示区域の見直し及び解除

ア 平成23年4月22日午前9時44分、別紙5「避難指示等の経緯」図2のとおり、福島第一原発から半径20kmから30km圏内の地域について、屋内退避指示が解除され、また、a f町が緊急時避難準備区域に設定された。（前提事実9（2）参照）

イ 平成23年9月30日午後6時11分、緊急時避難準備区域が解除された。（前提事実10（1）参照）

(2) 空間放射線量の推移

a f町（a f町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm）。（乙B82）

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8月までに検査を受けた累計1096人（男性568人、女性528人）のa f町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者はいなかった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa f町民1898人について、1mSv未満が1836人、1mSv以上2mSv未満が58人、2mSv以上3mSv未満が2人、3mSv以上4mSv未満が0人、4mSv以上5mSv未満が0人となっており、約99.9%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

(4) 除染の状況

a f町は、平成23年12月に「a f町放射性物質除染実施計画<第1版>」を、平成24年6月に「a f町除染実施計画<第2版>」を、平成25年7月に「a f町除染実施計画<第3版>」を、平成25年8月に「a f町除染実施計画（第4版）」を、平成28年3月に「a f町除染実施計画（第5版）」を策定した。上記の「a f町除染実施計画」に基づく除染は、平成29年7月時点において、全て完了している。（乙B83、乙B84）

(5) 本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月11日時点のa f町の住民登録者数は、5490人であった。これに対し、平成29年4月28日時点のa f町からの避難者数は、1040人（福島県内：829人、福島県外：211人）である。また、平成29年5月22日時点のa f町への帰還者数は、1882世帯3927人である。（甲A571、乙B85）

また、a f町の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、970人（福島県内：707人、福島県外：263人）であったが、平成29年4月1日時点においては、221人（福島県内：191人、福島県外：30人）である。（乙B79）

(6) 復興の状況（甲A571、乙B85、乙B86）

ア 役場

a f町は、平成24年3月1日、役場機能を本来の庁舎に戻して、業務を再開した。

イ 公共インフラ

道路、上下水道等の生活インフラは、復旧している。

ウ 公共交通機関

J R・g g線が、a i駅-a f駅間を1日13往復で運行しているほか、a f駅-g d駅間の運行も開始した。

また、仮設住宅と病院・商業施設との間において、復興支援バス及び町民バスが運行している。

エ 商業施設

公設商業施設「h q」が開設され、h r店、リフォーム、飲食店等5事業所が営業している。また、コンビニエンスストア4店舗が営業しているほか、商工会による宅配サービスも実施されている。

また、ゆうちょ銀行（郵便局）、あぶくま信用金庫、JA福島h s支店が営業を再開している。

オ 教育施設

幼稚園、保育園、小学校、中学校は、運営を再開している。また、平成27年4月、h t高等学校が開校した。

カ 医療・福祉施設

i a医院、i b医院、a f薬局が診療等を実施している。また、i c歯科医院は週2日の診療等を再開している。

特別養護老人ホーム「i d」及びデイサービス「i e」が運営を再開している。また、平成28年5月から、障害者支援施設「i f園」など7施設が運営を開始している。

8 a g村

(1) 避難指示等の再編及び解除

ア 平成24年4月1日午前零時、別紙5「避難指示等の経緯」図3のとおり、a g村における福島第一原発から半径20km圏内の警戒区域は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された。（前提事実10（4）参照）

イ 平成23年8月3日、a g村の（住所略）の一部（1地点1世帯）が特定避難勧奨地点に指定されたが、同指定は、平成24年12月14日に解除された。（前提事実9（3）、11（1）参照）

ウ 平成26年10月1日午前零時、a g村において設定されていた避難指示解除準備区域は解除され、居住制限区域は避難指示解除準備区域に見直された。（前提事実11（3）参照）

エ 平成28年6月14日午前零時、a g村において設定されていた避難指示解除準備区域は解除された。（前提事実11（7）参照）

(2) 空間放射線量の推移

a g村（a g村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおりである（単位は $\mu\text{Sv}/\text{時}$ 、測定高は100cm）。（乙B91）

(3) 健康調査の結果

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、平成29年8

月までに検査を受けた累計613人（男性286人、女性327人）のa g村民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は1名であった。（乙B77）

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa g村民1332人について、1mSv未満が962人、1mSv以上2mSv未満が350人、2mSv以上3mSv未満が16人、3mSv以上4mSv未満が1人、4mSv以上5mSv未満が0人となっており、約99.8%の対象者が5mSv未満である。（乙B78）

（4）除染の状況

環境省は、平成24年4月、a g村の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。（乙B92）

（5）本件事故発生前と本件事故発生後の人口動態

平成23年3月11日時点のa g村の住民登録者数は、3038人であった。これに対し、平成29年5月1日時点のa g村からの避難者数は、532人（福島県内：395人、福島県外：137人）である。また、同日時点のa g村への帰還者数は、912世帯2181人である。（甲A558、乙B93）

また、a g村の子供の避難者数は、平成24年4月1日時点においては、279人（福島県内：204人、福島県外：75人）であったが、平成29年4月1日時点においては、126人（福島県内：99人、福島県外：27人）である。（乙B79）

（6）復興の状況（甲A558、乙B93）

ア 役場

a g村は、本庁舎において、業務を行っている。

イ 公共交通機関

診療バスが運行を再開し、また、内陸方面へ繋がるバス2路線（i g方面、f o方面）が開設され、平成24年4月2日から、運行が開始されている。

ウ 商業施設

農産物等直売所「i h」が営業を再開しているほか、公設民営複合商業施設「i i」が平成28年3月15日に開設され、コンビニエンスストアが営業中である。

また、a g郵便局、i j郵便局、JA福島i k支店、郡山信用金庫a g支店が営業を再開している。

エ 教育施設

保育園、小学校、中学校は、運営を再開している。

オ 医療・福祉施設

i 1診療所が診療等を再開している。

保健福祉医療複合施設i mにおいて、社会福祉協議会が介護保険サービスを再開している。また、平成27年11月、特別養護老人ホームが開設された。

（7）住民意向調査

復興庁、福島県及びa g村は、平成28年11月14日から同月28日までの間、a g村の住民に対する意向調査を実施し、同調査の結果を公表した。その結果は、以下のとおりである。（甲A540）

ア 「a g村内に住みたいと考えている（既に住んでいる）」と回答した者は52.8%である。また、世代別では、「a g村内に住みたいと考えている（既に住んでいる）」と回答した者は、29歳以下では33.3%、30～39歳では41.2%、40～49歳では37.9%、50～59歳では47.7%、60～69歳では56.9%、70歳以上では61.8%である。また、a g村に戻る時期について、「既にa g村に住んでいる」と回答したのは37.1%、「1年以内」と回答したのは31.5%、「3年以内」と回答したのは4.0%、「5年以内」と回答したのは6.5%、「時期は決めていないがいずれ住みたい」と回答したのは16.1%である。

イ 「a g村以外の場所に住みたいと考えている」と回答した者は24.7%である。「a g村以外の場所に住みたいと考えている」と回答した者が挙げた理由のうち、「1）帰還の前提・健康に関わるものは、「原子力発電所の安全性に不安が残っているから」が27.7%、「放射線量が低下せず不安だから」が19.1%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」が17.0%、「2）町内の復旧状況に関わるものは、「医療環境に不安があるから」が40.4%、「a g村への移動交通が不便だから」が36.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」が34.0%、「教育環境に不安があるから」が23.4%、「道路、鉄道等の交通インフラに不安があるから」が21.3%、「a g村に戻っても仕事がなさそうだから」が17.0%、「介護・福祉サービスに不安があるから」が14.9%、「営農などができそうにないから」が12.8%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」が12.8%であり、「3）今後の生活に関わるものは、「避難先の方が生活利便性が高いから」が34.0%、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」が29.8%、「高齢者・要介護者だけの世帯などで生活が不安だから」が21.3%、「避難先で仕事を見つけているから」が21.3%、「他の住民も戻りそうにないから」が14.9%である。

ウ 「現時点ではまだ判断がつかない」と回答した者は24.7%である。「現時点ではまだ判断がつかない」と回答した者が、帰還を判断する上で参考にする情報として挙げた回答は、「道路・鉄道・学校・病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目処」が48.3%と最も割合が多く、「医療・福祉施設の充実」が41.4%、「住宅確保への支援に関する情報」が27.6%、「どの程度の住民が戻るかの状況」が24.1%、「働く場所の確保の目処」が24.1%、「放射線量の低下の目処、除染成果の状況」が17.2%、「教育環境の充実」が15.5%、「原子力発電所の安全性に関する情報（事故収束や廃炉の状況）」が13.8%と続いている。

第7款 中間指針、賠償基準等

1 原賠審の中間指針等

文部科学省は、原賠法18条1項に基づき、平成23年4月11日、原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）を設置し、原賠審は、同条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、以下のとおり、中間指針等を策定した。

（1）中間指針

原賠審は、平成23年8月5日、避難等の指示等に係る損害について、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（中間指針）を策定し、以下のような指針を示した。（乙B5）

ア 本件事故において、避難等対象者（〈1〉本件事故が発生した後に避難等対象区域内（福島第一原発から半径20km圏内、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点及びN市が独自の判断に基づき住民に対して一時避難を要請した区域）から同区域外へ避難及びこれに引き続く同区域外への滞在を余儀なくされた者（ただし、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点を除く。）から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。）、〈2〉本件事故発生時に避難等対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠があるものの、引き続き避難対象区域外への滞在を余儀なくされた者又は〈3〉屋内退避区域内で屋内への退避を余儀なくされた者をいう。以下同じ。）が受けた精神的苦痛（「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。）のうち、少なくとも、以下の精神的苦痛は、賠償すべき損害と認められる。

（ア） 避難等対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）及び本件事故発生時には避難等対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

（イ） 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛

イ 前記アの（ア）及び（イ）に係る精神的損害の損害額については、避難費用のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。そして、前記アの（ア）又は（イ）に該当する者であれば、その年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個々人が賠償の対象となる。

ウ 前記ア（ア）の具体的な損害額の算定に当たっては、差し当たって、その算定期間を、以下の3段階に分け、それぞれの期間について、以下のとおりとする。

（ア） 本件事故発生時から6か月間（第1期）

第1期については、一人月額10万円を目安とする。

ただし、この間、避難所・体育館・公民館等（以下「避難所等」という。）における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。

（イ） 第1期終了から6か月間（第2期）

第2期については、一人月額5万円を目安とする。

（ウ） 第2期終了から終期までの期間（第3期）

第3期については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であると考えられる。

エ 前記ア（ア）の損害発生の始期及び終期については、以下のとおりとする。

（ア） 損害発生の始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかるわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。ただし、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。

（イ） 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。

旧屋内退避区域（平成23年4月22日解除）及び地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（同日に帰宅を許容する旨の見解が示されている。）について、この相当期間は、これらの区域における公共施設の復旧状況等を踏まえ、解除等期末から住居に戻るまでに通常必要となると思われる準備期間を考慮し、平成23年7月末までを目安とする。ただし、これらの区域に所在する学校等に通っていた児童・生徒等が避難を余儀なくされていた場合は、平成23年8月末までを目安とする。

オ 前記ア（イ）の損害額については、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者（緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。）につき、一人10万円を目安とする。

（2） 中間指針第二次追補

原賠審は、平成24年3月16日、第2期及び第3期の賠償について、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（中間指針第二次追補）を策定し、以下のとおりの指針を示した。（乙B7）。

ア 避難指示区域

避難等対象区域のうち、福島第一原発から半径20km圏内及び計画的避難区域については、平成24年3月を一つの目途に避難指示区域の見直しがされること等を踏まえ、避難指示区域内に生活の本拠としての住居があった者の精神的損害は、以下のとおりとする。

（ア） 「第2期」を、避難指示区域見直しの時点（避難指示等対象区域において、警戒区域又は計画的避難区域の指定が解除されて、避難指示解除準備区域、居住制限区域又は帰還困難区域が設定される時点）まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。

（イ） 第3期における精神的損害の具体的な損害（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

a 避難指示区域見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とする。

b 避難指示区域見直しに伴い居住制限区域に設定された地域については、一人月額10万円を目安とした上、おおむね2年分をまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。ただし、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。

c 避難指示区域見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域については、一人600万円を目安とする。

（ウ） 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとしている「避

難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断されるべきものとする。

イ 緊急時避難準備区域

緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されていること等を踏まえ、旧緊急時避難準備区域内に住居があった者の避難費用及び精神的損害は、次のとおりとする。

(ア) 中間指針の第3期における精神的損害の額（通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

(イ) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。ただし、a-e町の旧緊急時避難準備区域については、同町のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情を踏まえて、a-e町の避難指示区域についての解除後「相当期間」が経過した時点までとする。

ウ 特定避難勧奨地点

(ア) 特定避難勧奨地点については、第3期における精神的損害の額（避難費用のうち通常の範囲の生活費の増加費用を含む。）の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。

(イ) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3か月間を当面の目安とする。

(3) 中間指針第四次追補

原賠審は、平成25年12月26日、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」（中間指針第四次追補）を策定し、以下のとおりの指針を示した。（甲A70、乙B9）

ア 避難費用及び精神的損害について

避難指示区域の第3期において賠償すべき精神的損害の具体的な損害額については、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。

(ア) 帰還困難区域又はa-c町若しくはa-b町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域については、中間指針第二次追補で帰還困難区域について示した一人600万円に1000万円を加算し、この600万円を月額に換算した場合の将来分（平成26年3月以降）の合計額（ただし、通常の範囲の生活費の増加費用を除く。）を控除した金額を目安とする。具体的には、第3期の始期が平成24年6月の場合は、加算額から将来分を控除した後の額は700万円とする。

(イ) 前記(ア)以外の地域については、引き続き一人月額10万円を目安とする。

(ウ) 中間指針において、避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」については、避難指示区域については、1年間を当面の目安とし、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するものとする。

イ 住居確保に係る損害について

(ア) 前記ア(ア)の賠償の対象者で、従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難（以下「移住等」という。）のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

a 住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、後記cに掲げる費用を除く。）と、本件事故発生時に所有し居住していた住宅の事故前価値（中間指針第二次追補の財物価値）との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額

b 宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用（ただし、後記cに掲げる費用を除く。）と本件事故発生時に所有していた宅地の事故前価値との差額。ただし、所有していた宅地面積が400m²以上の場合には、当該宅地の400m²相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は所有していた宅地面積）を取得した宅地面積とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積（ただし、所有していた宅地面積がこれより小さい場合は、所有していた宅地面積）に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定する。

c 前記a及びbに伴う登記費用、消費税等の諸費用。

(イ) 前記ア(ア)の賠償の対象者以外で避難指示区域の従前の住居が持ち家であった者のうち、移住等をすることが合理的であると認められる者が、移住等のために負担した前記(ア)a及びcの費用並びにbの金額の75%に相当する費用は、賠償すべき損害と認められる。

(ウ) 前記(ア)又は(イ)以外で従前の住居が持ち家だった者が、避難指示が解除された後に帰還するために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

a 事故前に居住していた住宅の必要かつ合理的な修繕又は建替え（以下「修繕等」という。）のために実際に発生した費用（ただし、後記cに掲げる費用を除く。）と当該住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額。

b 必要かつ合理的な建替えのために要した当該住居の解体費用。

c a及びbに伴う登記費用、消費税等の諸費用

(エ) 従前の住居が避難指示区域の借家であった者が、移住等又は帰還のために負担した以下の費用は賠償すべき損害と認められる。

a 新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金

b 新たな借家と従前の借家との家賃の差額の8年分

(オ) 前記(ア)ないし(エ)の賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとする。

ウ 「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」

経済産業省は、平成24年7月20日、「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表し、以下のような考え方を示した。（乙B36）

(ア) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

a 基本的な考え方

(a) 帰還困難区域においては、本件事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、本件事故発生時点から 6 年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

(b) 居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。

事故時点から 6 年以降経過：全損、5 年：6 分の 5、4 年：6 分の 4、3 年：半額、2 年：6 分の 2

解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

事前に特別の決定がない場合には、居住制限区域であれば本件事故発生時点から 3 年、避難指示解除準備区域であれば本件事故発生時点から 2 年を標準とする。

b 事故発生前の価値の算定

(a) 宅地については、固定資産税評価額に 1.43 倍の補正係数を乗じて本件事故発生前の時価相当額を算定する。

(b) 住宅については、固定資産税評価額を基に算定する方法又は建築着工統計に基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

I 固定資産税評価額に補正係数を乗じて事故前価値を算定する方法

(1) 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

A まず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

B 次に、A で算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため 1.7 倍の補正係数を乗じる。

C さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年数に応じた補正係数を乗じる。

(2) その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は 48 年を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には 20 % の下限を設ける。

(3) 外構・庭木については（1）で算定した時価相当額の 15 % として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として 5 % は経年による償却を行わない。

II 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

(1) 建物の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価を基に、上記 I と同じ減価償却・残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価格を算定する。

(2) その際、築年数が 48 年以上経過した建物の居住部分は、最低賠償単価（約 13.6 万円／坪）を適用する。

III 個別評価

土地・建物について、様々な事情により、上記 a 及び b の算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

(イ) 家財に対する賠償

家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

（次の表の 4、5 段目の欄の数の単位：万円）

下記家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定

(ウ) 精神的損害に対する賠償

a 平成 24 年 6 月以降の精神的損害について、帰還困難区域で 600 万円、居住制限区域で 240 万円（2 年分）、避難指示解除準備区域で 120 万円（1 年分）を標準とし、一括払を行う。

b 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が a の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払を行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

2 被告の賠償基準等

(1) 被告は、平成 23 年 5 月に原賠審において策定された中間指針を踏まえ、同年 8 月 30 日付けプレスリリースにより、避難生活等による精神的損害について、次のとおりの賠償基準を公表した。（乙 B 24）

ア 平成 23 年 3 月 11 日から同年 8 月 31 日まで

1 人当たり月額 10 万円又は 12 万円

イ 平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで

1 人当たり月額 5 万円

(2) 被告は、平成 23 年 11 月 24 日付けプレスリリースにより、避難生活等による精神的損害（対象期間：平成 23 年 9 月 1 日から平成 24 年 2 月 29 日まで）について、以下のとおり、賠償基準を見直すことを公表した。（乙 B 25）

ア 見直し前

1 人当たり月額 5 万円

イ 見直し後

1 人当たり月額 10 万円又は 12 万円

(3) 被告は、平成 24 年 3 月 16 日に原賠審において策定された中間指針第二次追補等を踏まえ、同年 6 月 21 日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域内に生活の本拠があった者について、当該区域からの避難の有無や帰還した時期にかかわらず、精神的損害に係る賠償金として、1 人当たり月額 10 万円を支払うことを公表した。（乙 B 30）

(4) 被告は、平成 24 年 3 月 16 日に原賠審において策定された中間指針第二次追補及び同年 7 月に経済産業省により公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、同月 24 日付けプレスリリースにより、以下のとおり、避難指示区域の見直しに伴う賠償を実施することを公表した。（乙 B 26、乙 B 70）

ア 財物に係る賠償について

(ア) 宅地・住宅（外構を含む）に係る賠償

本件事故発生当時に避難指示区域内に宅地・住宅を所有していた者に対し、当該財物価値の喪失又は減少分を賠償する。

a 帰還困難区域

本件事故発生時の財物価値を全額賠償する。算定方法は、以下の方法から選択できる。

(a) 次の算定式は、原則として、平成22年度の固定資産税評価額を用いて、宅地・建物の価値を算定する場合に適用する。

<宅地の賠償額算定式>

固定資産税評価額×宅地係数（1.43）

<建物の賠償額算定式>

固定資産税評価額×住宅係数

(b) 次の算定式は、国土交通省が公表している建築着工統計調査報告に基づく平均新築単価を基礎として居住していた建物の価値を算定する場合に適用する。

<建物の賠償額算定式>

建築着工統計に基づく平均新築単価を基礎とした単価×床面積（m²）

(c) 前記(a)、(b)の賠償額算定方式によることができない場合には、別途、個別評価を行い賠償する。なお、個別評価をした場合には、原則として、個別評価に基づき算定した賠償金を支払う。

b 居住制限区域、避難指示解除準備区域

上記aの考え方により当社事故発生時の財物価値を算定した上で、避難指示の解除見込み時期に応じた避難指示期間割合を乗じて算定した金額を賠償する。

なお、避難指示解除の時期が、当初設定した避難指示の解除見込み時期を超えた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して、支払う。

(イ) 家財に係る賠償

本件事故発生当時に避難指示区域内の住宅に家財を所有していた者を対象に、避難に伴い発生したと想定される家財の損害を世帯人数・家族構成ごとに定額で賠償する。なお、帰還困難区域については、避難指示期間中の立入りなどの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、他の区域と比較して一定程度賠償額を高く設定する。

また、実際の損害総額が定額を上回ると想定される場合については、別途、個別評価による賠償方法を選択する。

イ 精神的損害（避難に伴う生活費の増分を含む。）について

(ア) 帰還困難区域

1人当たり600万円（対象期間：平成24年6月1日～平成29年5月31日）

(イ) 居住制限区域

1人当たり240万円（対象期間：平成24年6月1日～平成26年5月31日）

(ウ) 避難指示解除準備区域

1人当たり120万円（対象期間：平成24年6月1日～平成25年5月31日）

(エ) 避難指示の解除見込み時期が決定された場合には、その期間に応じた金額を支払う。また、避難指示解除までに要する期間が長引いた場合には、実際の解除時期に応じた金額を追加して支払う。

(5) 被告は、平成24年3月16日に原賠審において策定された中間指針第二次追補及び平成24年7月に経済産業省が公表した「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえ、同月24日付けプレスリリースにより、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、N市の一部地域に住居があった者の精神的損害について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した。（乙B29、乙B70）

ア 対象期間を平成24年6月1日から同年8月31日までとし、当該期間分の精神的損害に対する賠償金として、1人当たり30万円を支払う。

イ 中学生以下の者については、学校などの再開状況を踏まえ、平成24年9月1日から平成25年3月31までの精神的損害に係る賠償として、1人当たり35万円（月額5万円）を支払う。

ウ 旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域又はN市の一部地域に早期に帰還した者や本件事故発生当初から避難せずに当該区域に滞在し続けた者に対し、対象となる期間（旧緊急時避難準備区域については平成23年3月11日～平成24年2月29日、旧屋内退避区域及びN市の一部地域については平成23年3月11日～同年9月30日）において精神的損害が支払われていない期間に応じて、1人当たり月額10万円を支払う。

(6) 被告は、平成25年12月26日に原賠審において策定された中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年3月26日付けプレスリリースにより、移住を余儀なくされたことによる精神的損害について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した。（乙B27）

ア 対象者

(ア) 本件事故発生時点において生活の本拠が帰還困難区域又はa-c町若しくはa-b町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域にあり、避難等を余儀なくされ、かつ

(イ) 避難指示区域見直し時点又は平成24年6月1日のうち、いずれか早い時点において避難等対象者である者

イ 対象となる損害

本件事故に伴い長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこで生活の断念を余儀なくされたことによる精神的苦痛等

ウ 賠償金額

700万円

(7) 被告は、中間指針第四次追補を踏まえ、平成26年4月30日付けプレスリリースにより、避難指示区域に住宅を所有して居住していた者の住居確保に係る費用について、以下のとおり、賠償を実施することを公表した。

ア 自ら所有する建物に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

(ア) 対象者及び対象となる費用について

a 帰還する場合

(a) 対象者

本件事故発生時点において帰還困難区域又はa c町若しくはa b町の居住制限区域若しくは避難指示準備区域（以下「移住を余儀なくされた区域」という。）以外の避難指示区域に住宅を所有して居住していた者のうち、管理不能に起因する建替え・修繕が必要であるもの

(b) 対象となる費用

建築物、構築物・庭木に係る建替え・修繕費用、建替えに要した解体費用及び建替え・修繕に係る登記費用、消費税等の諸費用のうち、必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

(a) 対象者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域に住宅を所有して居住していた者

本件事故発生時点において移住を余儀なくされた区域以外の避難指示区域に住宅を所有して居住していた者のうち、移住することが合理的と認められるもの

(b) 対象となる費用

建築物、構築物・庭木及び宅地に係る再取得費用及び再取得に係る登記費用、消費税等の諸費用

(イ) 賠償金額について

実際に負担した費用が、支払済みの「宅地・建物・借地権」の賠償金額を超過した場合の超過分について、賠償上限金額の範囲内で支払う。

(ウ) 賠償上限金額について

「宅地・建物・借地権」の賠償金額と次の（ア）及び（イ）の算定方法により対象資産ごとに算定される金額を合算した額を賠償上限金額とする。なお、住宅については、「宅地・建物・借地権」の賠償における時価相当額と賠償金額の差額分を加算して、賠償上限金額を算定する。

賠償上限金額の算定対象資産は、本件事故発生時点において居住していた住所に所在する、同一地番内の建築物（特定の高額な設備等を含む。）、構築物・庭木及び宅地とする。

建築物については、原則として居住部分を賠償対象とするが、課税情報の用途が併用や居住用用途以外の場合でも、床面積が 250m^2 以内であれば、床面積の全てを居住部分であるとみなして算定する。

a 帰還する場合

(a) 住宅

（算定対象資産の想定新築価格－算定対象資産の時価相当額）×75%

住宅が地震及び津波による損害を受けている場合、想定新築価格及び時価相当額からその損害を控除して、賠償上限金額を算定する。

(b) 諸費用

登記費用（申請に係る手数料を含む。）、消費税等の住居確保のための必要かつ合理的な範囲内の費用

b 移住する場合

(a) 住宅

帰還する場合と同じ。

(b) 土地

従前の宅地面積（ 250m^2 が上限）×3万8000円／ m^2 －従前の宅地面積（ 400m^2 が上限）×従前の宅地単価

移住を余儀なくされた区域以外に居住していた者で、移住することが合理的である場合は、上記算定式に75%を乗じる。

c 諸費用

帰還する場合と同じ。

(エ) 賠償金の支払方法について

帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用を実際に負担する前に、不動産購入申込書、工事見積書、売買契約書等の写しをもとに、賠償金の概算額を予め支払う。この場合、後日、領収書等の写しを確認し、実際に負担した金額との過不足分を精算する。また、当該費用を実際に負担した後に、領収書等の写しを確認し、賠償金を支払うこともできる。

なお、請求に当たっては、原則として請求者本人名義の領収書、不動産購入申込書、工事見積書、売買契約書等の写しを確認するが、名義が同居していた世帯構成員又は共有者である場合には、最終的に請求者が費用を全額負担すること前提に賠償金を支払う。

イ 借家に居住していた者に対する住居確保損害の賠償について

(ア) 対象者について

本件事故発生時点において、避難指示区域内の借家に居住していた者

(イ) 対象となる費用について

移住・帰還する先での新たな住居を確保するための費用として、以下の費用を支払う。

a 新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額

b 新たな借家と従前の借家との家賃相当額（8年分）

(ウ) 賠償金額について

帰還又は移住する先の住所に応じて、中間指針第四次追補を踏まえ、福島県都市部の借家の平均的な家賃と避難指示区域内の借家の平均的な家賃を基に算定した賠償金を、本件事故発生時点の世帯の人数に応じて定額で支払う。

a 避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合

新たに借家に入居するための礼金等の一時金相当額として、1人世帯の場合は10万円（世帯人数が一人増えるごとに1万円を加算）

なお、避難指示区域であった地域を新たな生活の本拠とする場合、本件事故発生時点と同等の家賃水準となることが見込まれることを踏まえ、上記の賠償金には、新たな借家と本件事故発生時点の借家との家賃差額相当額は含まれていない。ただし、本件事故発生時点の借家の家賃が低廉であって、新たな家賃との差額が発生する場合には、負担した家賃の差額を必要かつ合理的な範囲内で支払う。